

蓼科高等学校 いじめ防止基本方針

1 本校における学校教育目標上の位置づけ(蓼科高等学校 今年度の「学校教育目標」より)

- ・個性を大切に、「創造力」を培う
 - (1) キャリアデザインを意識した学校生活の充実
 - (2) 基本的な生活習慣の確立と健康な心身の育成
 - (3) 一人ひとりの生徒との対話の重視
 - (4) 人権教育(いじめ・体罰等の防止)の一層の充実

2 本校における危機管理上の位置づけ

(「被害の対象と原因による分類」「蓼科高等学校 危機管理マニュアル」より)

| 分 類 | | 内 容 |
|-------|-------|----------------------------------|
| 問題行動等 | 非行少年等 | 万引き、暴力、器物破損、性犯罪、喫煙、飲酒、薬物乱用、深夜徘徊等 |
| | いじめ | いじめに起因する傷害・自殺、ネット上の誹謗中傷 |

3 いじめの定義と認知

・《いじめ防止対策推進法》

「いじめとは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該生徒と一定の人間関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう」

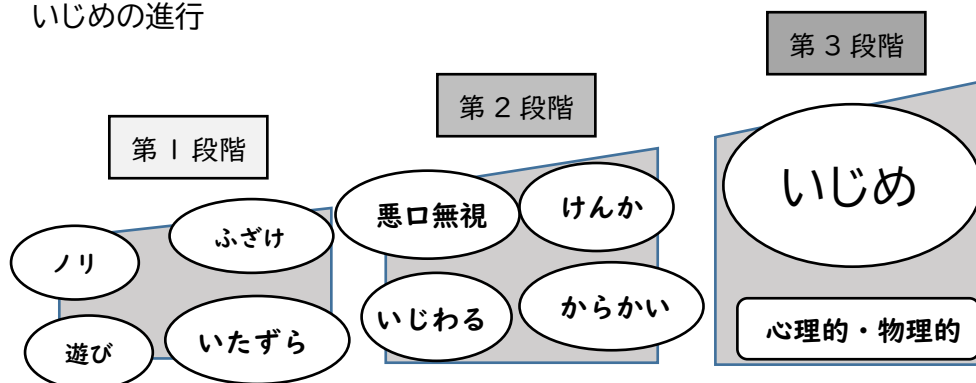
・《長野県教育委員会「長野県いじめ防止等のための基本的な方針」》抜粋

「個々の行為が「いじめ」に当たるのかどうかの判断は、いじめられた児童・生徒の立場に立ち、本人や周辺の状況等を客観的に確認するなどして、学校のいじめ防止等の対策のための組織により、複数の教員で行う。そのため、いじめの可能性のある事象について広く認知の対象することが必要」

4 いじめの態様と関連法規

| いじめの態様 | | 関係する刑法の罪名と条文 [注：親告罪(被害者が告訴しなければ公訴を提起することができない犯罪)] |
|--|---|---|
| 心理的 苦痛 | 脅し文句 | 刑法 222 条 (脅迫) 生命, 身体, 自由, 名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した。 |
| | いやなことや恥ずかしいこと, 危険なことをされたり、させたりする。 | 刑法 223 条 (強要) 生命, 身体, 自由, 名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し, 又は暴行を用いて, 人に義務のないことを行わせ, 又は権利の行使を妨害した。 |
| | | 刑法 176 条 (強制わいせつ) 13 歳以上の男女に対し, 暴行又は脅迫を用いてわいせつ行為をした。 [親] |
| | 言葉による冷やかしからかい, 仲間外れ, 無視, PC や携帯電話による誹謗中傷。 | 刑法 230 条 (名誉毀損) 公然と事実を摘示し, 人の名誉を毀損した。 [親] |
| 刑法 231 条 (侮辱) 事実を摘示しなくても, 公然と人を侮辱した。 [親] | | |
| 物理的 | 金品を隠されたり, 盗まれたり, 壊されたり, 捨てられたりする。 | 刑法 235 条 (窃盗) 他人の財物を窃取した。 刑法 261 条 (器物損壊等) 他人の物を損壊した, 傷害した。 [親] |
| | 金品をたかられる。 | 刑法 235 条 (窃盗) 他人の財物を窃取した。 |
| 暴力的 | ぶつかられたり, 遊ぶふりをして叩かれたり, 蹴られたりする。嫌なこと 恥ずかしいこと危険なことをされたり, させられたりする。 | 刑法 204 条 (傷害) 人の身体を傷害した。 |
| | | 刑法 205 条 (傷害致死) 身体を傷害し, よって人を死亡させた。 |
| | | 刑法 208 条 (暴行) 暴行を加えたが, 人を傷害するに至らなかった。 |
| その他 | 刑法 130 条 (住居侵入等) 正当な理由がないのに, 人の住居若しくは人の看守する邸宅, 建造物若しくは艦船に侵入し, 又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった。 | |
| | 刑法 202 条 (自殺関与) 人を教唆(飛び降りろなどと言う)して自殺を促した。 | |
| | 刑法 41 条 (責任年齢) 14 歳に満たない者の行為は, 罰しない。 | |

● いじめの進行



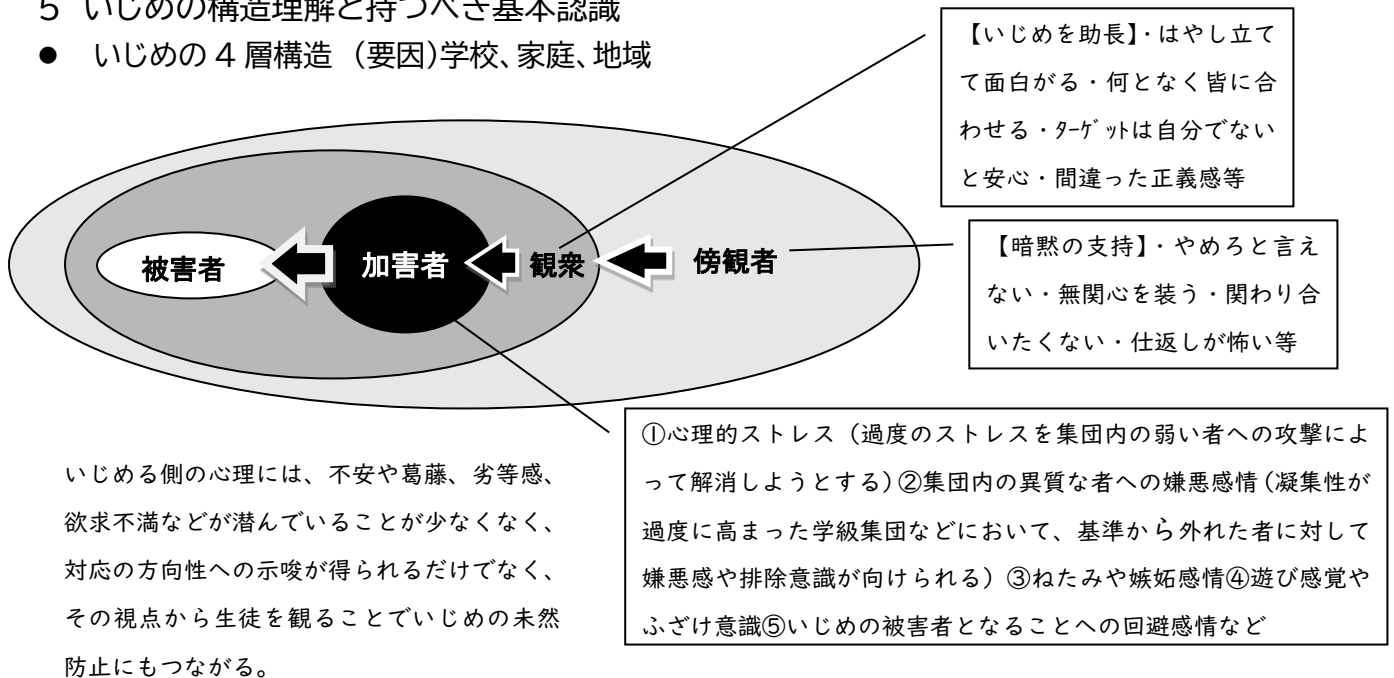
いじめは見えにくく些細な事から始まる。からかひやいじわる、陰口や無視といったことは、好ましくないが、日常的によくあるトラブルである。しかし、そうしたことが複数の者から繰り返されたりすること等により、精神的に追い詰められていくことがある。また、暴力行為を伴ったりしてエスカレートしていく危険もある。

● 職員が持つべき基本認識

- ①いじめはいつ、だれにでも起こり得る
- ②当該本人がいじめと感じればそれはいじめである
- ③いじめられる側にも問題があるという見方をしない
- ④いじめは人権侵害であり、決して許される行為ではない
- ⑤いじめは大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい
- ⑥いじめは行為の様態により暴行、恐喝、強盗等の刑罰法規に抵触する
- ⑦いじめは教職員の生徒観や指導のあり方が問われる問題である
- ⑧いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりを持っている
- ⑨いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である

5 いじめの構造理解と持つべき基本認識

● いじめの4層構造（要因）学校、家庭、地域



いじめる側の心理には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくなく、対応の方向性への示唆が得られるだけでなく、その視点から生徒を観ることでいじめの未然防止にもつながる。

- ①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする）
- ②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団などにおいて、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられる）
- ③ねたみや嫉妬感情
- ④遊び感覚やふざけ意識
- ⑤いじめの被害者となることへの回避感情など

● 背景として挙げられること

①学校における要因

- ・教師との信頼関係や生徒相互の人間関係が築けない
- ・他者を思いやる心や規範意識が育っていない
- ・教育活動が生徒の満足感や達成感を満たしていない

②生徒の心理

- ・ストレスが身体面や行動面に表れやすい
- ・不安、イライラ、無気力、抑うつなどの心理状態に陥る
- ・自尊心の傷つきを暴力やいじめで癒す

③家庭における要因

- ・ 基本的な生活習慣の躰が不十分 ・ 家庭が安らぎの場になっていない
- ・ 親子間にふれあいや心の通い合う場面がない ・ 経済的に厳しく、生徒に気がまわらない

④地域社会における要因

- ・ 地域における教育力の低下
- ・ 集団遊びや社会活動への参加が減り、社会性・協調性が育ちにくい
- ・ 夜型社会により深夜徘徊や問題行動が誘発されやすい

6 いじめの未然防止

(1) 「いじめは絶対に許さない」という学校としての姿勢の周知

いじめられているという生徒については守り通すという意志表示をする

- ①全校集会や学年集会の活用
- ②生徒や保護者向けの通信等の活用
- ③全校人権教育もしくは人権教育強調月間の実施

(2) 生徒との信頼関係の構築

- ①受容的態度と毅然とした態度とのバランス対応
- ②生徒との円滑なコミュニケーション
- ③生徒がいじめを相談ができる信頼関係づくり(普段からの教育活動※を通して)

※充実感や自己有用感を得られるような声掛け、ストレスに対応できるような力の育成、安心して過ごすことが出来る集団づくり等。生徒間の些細なトラブルは人間関係構築の面では大切な機会であるが、いじめにつながる可能性も考慮した上で指導する。

(3) 生徒理解に基づいた指導

「いじめは見えにくい」という認識をもち、情報収集に努め、いじめを訴えやすい環境を整備する。

- ①チェックシートの活用 (職員会議でのチェック等)、②丁寧な観察と面談、③SST等の授業実践
- ④心理・福祉に関する専門的な知識を有するスクールカウンセラー、相談員などの同席を可能とする生徒相談委員会の実施

(4) 職員研修の充実

- ①生徒指導スキルと生徒相談スキルの向上
- ②生徒理解に関する研修
- ③事例研究

7 いじめへの対応

(1) 早期発見…様々な方法で情報をキャッチ

<職員の情報収集、気づき>

- ・ 毎日の声掛け
- ・ 思い込み、見逃しの排除
- ・ 情報の記録

<アンケートの実施・活用>

- ・ 定期的なアンケート調査等を用いて早期発見に努める
- ・ 該当する生徒や周囲の生徒からの聞き取りやアンケートの実施 (回収方法の工夫)

<相談しやすい体制の整備>

- ・ 気軽に相談できる体制の構築 (時間、場所)
- ・ 複数の目からで様々な角度からのアプローチ

- ・スクールカウンセラー・相談員などの活用、複数の相談窓口
- ・相談窓口の案内周知（校内掲示、ホームページ掲載、保護者への説明など）

<家庭との連携>

- ・真摯な態度での対応

(2)学校内の情報共有…いじめか否かは「組織」で判断(必要に応じて「いじめ対応委員会」招集)

<情報のとらえ方>

- ・「だろう」→「かもしれない」への思考転換
- ・学年会、生徒指導係、生徒相談委員会、いじめ対応委員会など、「校内チーム」で対応

<情報共有の方法>

- ・集約担当の設置（いじめ対策チーム＝学年会、教科会、生徒指導等各部署の必要な者）
→「いじめ対応委員会」

<情報の記録>

- ・経過の把握 ・ 5 W 1 H

(3)いじめの事実確認

<聴き取り>

- ・教師の基本的な姿勢：起きてしまったいじめ（疑いも含む）の解消に向けて、出来事を思い出して整理することを目的に行う。困っていることがあると聞いた、困っている人がいるようだ、教えてほしいという姿勢を伝えて聞き取りに入る。
「聞き取りシート」の活用
- ・事実のみを聞き取ることに注力する
- ・聞き取る側のスタンスを公平にする
- ・「いじめ対応委員会」でいじめの判断を行い、指導体制・指導方針の決定をする

(4)被害者・加害者などへの支援・指導

調査方法について記載があるため非公開部分

<いじめを受けた生徒への支援・ケア>

- ・絶対に守るという学校の意志を伝え、心のケアと併せて登下校時や清掃時間等も含めた安全確保に努める
 - ①受容…辛さや悔しさを十分に受け止める
 - ②安心…具体的な支援内容を示し、安心感を与える

③自信…良い点を認め、励まし、自信を与える

④回復…交友関係の確立を目指す

⑤成長…本人の自己理解を深め、自立への支援を行う

・保護者対応…正確な事実関係、支援方針の伝達 SC や SSW のサポート

<いじめている生徒への指導・ケア>

・一定の教育的配慮の下に、いじめの非人間性や人権侵害行為であることに気づかせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続する。

①事実確認…事象、背景、不安、不満等を傾聴する

②内省…いじめられた生徒の辛さに気づかせる

③処遇…解決のための援助（指導）を行う

④回復と心理的ケア…諸活動を通して所属感を高める

・保護者対応…正確な事実関係、指導方針の伝達 定期的な連絡 保護者への助言

<学級、学年、全校への指導（傍観者対応等）>

・いじめは絶対に許されない行為ということを認知させる

・人権感覚を育む（教職員と生徒が一体となって取り組む）

(5)関係機関との連携…積極的に専門的な見地からサポート受ける

<関係機関との連携>

・いじめに対応した各種外部機関との連携

県教委心の支援課、東信教育事務所、子育て支援センター、佐久児童相談所

佐久保健福祉事務所、佐久警察署、立科町教育委員会など

→いじめ対応委員会の一員として、地域の関係機関からの参加も検討する

8 SNS などを通じたインターネット関連のいじめの対応について

● ネットいじめの特徴

- ・不特定多数から絶え間なく誹謗中傷が行われ、短期間で極めて深刻なものとなり得る。
- ・匿名性が高く、扱いが容易なため誰もが被害者や加害者となる。
- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像などは、情報の加工が容易であることから、いじめの対象として悪用されやすく、回収することが非常に困難である。
- ・保護者や教師などの身近な大人が、生徒のスマートフォンやパソコン機器等の利用状況を把握することが困難で、詳細な確認ができないためにネットいじめの早期発見や実態解明が難しい。

● 具体的な事例

掲示板・ブログ・SNS上への誹謗中傷の書き込み、個人情報の掲載、グループからの仲間はずしなどメールやアカウントのなりすまし、不適切な画像の送り合い、悪口のメッセージ送信など

調査方法について記載があるため非公開部分

(2) 削除依頼

① (加害者特定が可能な場合) 当該生徒に削除させる。

② (加害者特定が不可能な場合)

被害生徒の心情や状況に応じて、削除依頼を迅速に行うことが適当、経過観察が適当、無視することが適当等について、タイミングをはかりながら削除依頼を行う。削除依頼は被害生徒本人が行うのが原則であるが、学校や教育委員会から依頼することもできる。削除依頼は個人のPCから行わず、できるだけ学校等の所有しているPCの代表アドレスから行う。

(3) 削除依頼の手順 (順序)

① 掲示板の管理者、当該ページの作成者 ② サイト管理者、サービス提供者 ③ プロバイダ

④ 専用の相談窓口 *⑤ 緊急の場合は県警サイバー犯罪対策室及び県教委心の支援課

(4) 指導

状況を把握した時点で本方針「7 いじめへの対応」に準じた対応をする。

9 いじめ・ネットいじめに対する具体的な対応

いじめやネットいじめの疑いのある事象が発生した場合、もしくは情報を得た場合で必要が生じた時や判断に迷う事態が生じた時には、「いじめ対応委員会」を設置し、いじめ対策を進める。なお、急を要する事態で下記の者が不在の場合にはそれに準じる者が構成員となる。

(1) 構成員

- ・ 校長
- ・ 教頭
- ・ 教務主任
- ・ 生活指導主事
- ・ 保健相談係 (教育相談・特別支援教育コーディネーター)
- ・ 養護教諭
- ・ 必要な本校職員 (正担任、発生時の部活動顧問・教科担任、発見・相談者等)
- ・ その他必要な外部機関 (長野県教育委員会心の支援課、東信教育事務所、佐久警察署など)

(2) 「いじめ対応委員会」の役割

○ いじめの早期対応

- ・ 個別相談や相談窓口に寄せられた情報に基づいて、必要に応じて会を招集し対応を検討する。
- ・ 事実関係や情報を集約し、記録する。
- ・ 組織的な対応の方向性を決定する。

○教職員の意識統一、啓発

- ・対応している事案に対して、職員の意識を統一し、また本方針「いじめ防止基本方針」に対する職員の共通理解を図る。

(3) 「いじめ対応委員会」の主な役割

- ・校長……………
- ・教頭……………
- ・教務主任……………
- ・生活指導主事……………

- ・生徒相談係……………

- ・養護教諭……………
- ・その他必要な職員……………

調査方法について記載があるため非公開部分

(4) 「いじめ対応委員会」下の「対策チーム」の設置について

- ・いじめ防止委員会は、事態に対応するために必要に応じて「対策チーム」を設置することができる。「対策チーム」の役割は「いじめ防止委員会」の役割に準じるものとする。

(5) 「いじめ対応委員会」を中核とした「対策本部」の設置について

- ・重大事態が発生した際には、関係機関の支援のもと「対策本部」を設置する。また、本校または県教育委員会は必要に応じて調査委員会を設置する（本方針「10 重大事態に係る対応」参照）。

いじめ対応フローチャート(概略)

調査方法について記載があるため非公開部分

10 重大事態にかかる対応

《重大事態とは》

- 一 いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ※ 「いじめにより」とは、上記の生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。
- ※ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。
例えば、「生徒が自殺を企図した場合」、「身体に重大な傷害を負った場合」、「金品等に重大な被害を被った場合」、「精神性の疾患を発症した場合」などのケースが想定される。
- ※ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又は学校の設置者の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

(1) 重大事態発生時の対応の原則

重大事態発生時には、いじめられた生徒や保護者を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

調査方法について記載があるため非公開

11 いじめ防止基本方針の見直し時期について

このいじめ防止基本方針の見直しを行う時期は、校務の反省を行う職員会議とその原案作成時、及び、4月年度当初の職員会議とその原案作成時を定期的な見直し時期とし、その他、学校評議員会やPTA総会、生徒総会等で出された意見を参考に、必要に応じて適時見直すことができるものとする。

〈参考〉「いじめ・ネットいじめ」対応フローチャート(概略)

情報キャッチ

調査方法について記載があるため非公開部分